

第42号議案

専決処分について

令和3年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について、令和4年3月31日付けで専決処分したので報告し、承認を求める。

令和4年6月2日提出

新宮町長 長崎 武利

理由

令和3年度の国庫支出金が確定したことなどのため、令和3年度新宮町渡船事業特別会計補正予算（第4号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

専決第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、
令和3年度新宮町渡船事業特別会計補正予算を別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

新宮町長 長崎武利

令和3年度新宮町渡船事業特別会計補正予算

令和3年度新宮町渡船事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,833千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133,928千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月31日提出

新宮町長 長 崎 武 利

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	事業収入	40,703	4,901	45,604
	1 事業収入	40,703	4,901	45,604
2	国庫支出金	20,858	14,140	34,998
	1 国庫補助金	20,858	14,140	34,998
4	繰入金	64,005	△22,874	41,131
	1 一般会計繰入金	64,005	△22,874	41,131
	歳 入 合 計	137,761	△3,833	133,928

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	事業費	120,108	△3,833	116,275
	1 事務費	63,069	△424	62,645
	2 事業費	57,039	△3,409	53,630
	歳 出 合 計	137,761	△3,833	133,928

2 歳 入

1 款 事業収入 4,901千円

1 項 事業収入 4,901千円

目	補正前の額	補正額	計
1 事業収入	千円 40,703	千円 4,901	千円 45,604
計	40,703	4,901	45,604

2 款 国庫支出金 14,140千円

1 項 国庫補助金 14,140千円

1 渡船事業国庫補助金	20,858	14,140	34,998
計	20,858	14,140	34,998

4 款 繰入金 △22,874千円

1 項 一般会計繰入金 △22,874千円

1 一般会計繰入金	64,005	△22,874	41,131
計	64,005	△22,874	41,131

節		説明	
区分	金額		
1 渡船料金	千円 4,910	一般券利用者	千円 2,985
		往復券利用者	310
		回数券利用者	1,615
5 小荷物料金	△9	小荷物	△9

1 渡船事業補助金	14,140	離島航路運営費等補助金	14,140
-----------	--------	-------------	--------

1 一般会計繰入金	△22,874	一般会計繰入金	△22,874
-----------	---------	---------	---------

3 歳 出

1 款 事業費 △3,833千円

1 項 事務費 △424千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 事務費	千円 63,069	千円 △424	千円 62,645	千円	千円	千円	千円 △424
計	63,069	△424	62,645	0	0	0	△424

1 款 事業費 △3,833千円

2 項 事業費 △3,409千円

1 事業費	57,039	△3,409	53,630	14,140			△17,549
計	57,039	△3,409	53,630	14,140	0	0	△17,549

節		説 明
区 分	金 額	
11 役務費	千円 △424	電子マネー決済手数料 千円 △424

10 需用費	△3,409	燃料費 △1,108
		修繕料 △2,234
		光熱水費 △67